

## 2027年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 2027)

### Village出展 公募要領

#### <二次公募>

※二次公募の受付は終了しました。

2027年国際園芸博覧会(以下、「GREEN×EXPO 2027」という。)は、「幸せを創る明日の風景」というテーマのもと、自然・人・社会が共に持続するための最適解を発信し、持続可能な地域・経済の創造や社会的な課題解決に貢献する新たな博覧会を目指しています。

その取組の一つとして、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会(以下、「協会」という。)は、様々な展示・体験プログラム等を複合させた共創事業「Village」を実施します。会場内の5つのVillage(別添1参照)において、「幸せを創る明日の風景」の創出に取り組んでいただける企業・団体等による出展(以下、「Village出展」という。)を募集します。

#### 1 Village出展の概要

##### (1) 出展概要

Village出展は、GREENの力と産業活動が融合した姿を示し、テーマ「幸せを創る明日の風景」を感じさせる屋外空間(庭園、広場等)・展示施設を整備、独自の体験やコンテンツを提供いただく出展方法です。

##### (出展キーワード)

- 生態系・自然環境: バイオテクノロジー、グリーンテクノロジーなど
- 再生可能エネルギー: 水素等次世代エネルギー、CCU技術、次世代太陽電池など
- まちづくり・建築・交通: 木造建築・空間木質化、ZEB・ZEH、グリーンインフラ、EVなど
- 健康・食と農: スマート農業、フードテック、バイオマス、ボタニカル製品、ヘルステックなど
- 技術・産業: 生分解性プラスチック、人工光合成、バイオフィリックデザインなど
- 暮らし: サーキュラーエコノミー、脱プラスチック・脱炭素行動、環境学習など

##### (2) 出展内容に関する要件

出展内容は、次に掲げるすべての要件を満たす必要があります。

ア GREEN×EXPO 2027のテーマに加え、4つのサブテーマ(別添2参照)のいずれかに適合し、花と緑、農と食、生物、環境(カーボンニュートラルやネイチャーポジティブ)などへの取組に関するものであること。

イ 次に掲げるもののいずれかに該当しないこと。

- (ア) 法令や公序良俗に反するおそれがあるもの
- (イ) 危険もしくは有害であるもの又は非衛生的であるもの
- (ウ) GREEN×EXPO 2027の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるもの
- (エ) 不当な利益を上げることが目的とするもの
- (オ) 特定の宗教の布教活動を目的とするもの

## (3) 出展期間・開園時間

原則、開催中全期間(192日間)／2027年3月19日(金)から2027年9月26日(日)までとします。開会から閉会までの間、展示施設を休業することはできません。ただし、協会が個別に指示した場合やその他正当な理由がある場合はこの限りではありません。

開園時間は、通常開園時は9:30～19:00、夜間開園時は9:30～21:30です。夜間開園は会場の一部で週末を中心に実施する予定です。夜間開園中、展示施設の開館については、積極的に実施していただきますようお願いいたします。具体的な日程は今後お知らせします。

## (4) 出展場所

全Villageで、テーマ営業出店と併せて数区画を募集します。1区画あたり約1,000㎡～3,000㎡の予定です。なお、区画形状や区画数は、申込状況等により変更することがあります。出展いただくVillage及び区画面積については、協会において、申込内容や会場全体の調和等を踏まえた調整を行い、出展内定時にお伝えします。

## 2 募集内容

## (1) 募集する事項

GREEN×EXPO 2027のテーマ・サブテーマとの関連性を踏まえた上で、出展の目的や内容、規模等を検討いただき、出展参加申込書(様式1、詳細は5(4)参照)により申し込みください。

## (2) Village出展に係る条件

Village出展に係る条件については、表-1のとおりです。

【表-1 Village出展に係る条件】

項目	内容
出展料	出展料は、出展区画の面積に「20,000円/㎡」を乗じた額です(192日間の全会期分)。※面積は少数第一位以下を切り捨てるものとする。 出展参加契約締結の日から30日以内に総額の50%を、敷地引渡し時に残額を納付していただきます。
出展者の費用負担	屋外施設の企画・設計、展示施設や屋外空間の整備、展示物の制作・設置、出展区画の維持管理及び撤去・現状復旧、各種インフラ利用に係る費用(光熱水費、通信費など)等に係る費用については、出展者の負担となります。(詳細は2(4)参照)
保険	出展者の負担で必要な保険をかけることとなっています。契約後、ご案内する期日までに、速やかに保険契約の手続きをし、保険証券等の写しを提出してください。詳細は、今後公表する保険ガイドラインにてご案内します。
建築物の条件	屋内空間として利用できる面積は、出展区画の50%以内です。 ※建築にあたっては、今後公表する参加ガイドラインを遵守ください。

出展区画内で実施可能な活動等	展示施設内の一部(延床面積の20%以内)で、飲食・物販営業を行うことが可能です。その場合は、協会が今後定める規程等に基づき、飲食・物販に伴う売上納付金(売上歩合等)を協会に納めていただきます。また、実施する活動に応じて、食品衛生法や消防法、その他関係法令が定める手続を遵守してください。
暑さ対策	来場者向けの暑さ対策を会場全体で実施することを検討しています。各出展区画の屋外空間においても、植樹やパーゴラ、軒等による日陰の確保やミストの設置等により、暑さ対策を講じてください。
禁止事項	・出展区画の入場料を徴収すること ・その他、上記の出展条件及び本要領に記載する内容に反すること

### (3) Village出展にあたり考慮いただきたい事項

Village出展にあたり、下記の事項について考慮いただきますようお願いいたします。

#### ア 「市民参加」関係

GREEN×EXPO 2027では、開催期間中に、催事やボランティア等による市民参加の各種プログラムを実施することを検討しています。出展内容に応じて、市民参加のプログラムとの連携や協力について、併せてご考慮ください。

#### イ 「サステナビリティ」関係

GREEN×EXPO 2027では、テーマ「幸せを創る明日の風景」等を踏まえ、生物多様性や気候変動対策等の取組を発信し、サステナブルな社会の実現に貢献することを目指しています。具体的には、GX(グリーントランスフォーメーション)の実現に向け、再生可能エネルギー100%の電気の調達や省エネの推進、カーボンオフセット等の取組により、本博覧会の脱炭素化を推進します。また、既存の自然環境や生物多様性を保全・活用し、グリーンインフラを基軸とした会場計画を推進するとともに、ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現に向け、GREEN×EXPO 2027を通じて取組を発信します。さらに、本博覧会における仮設建築物は、環境に配慮された「GREEN サーキュラー建築」とします。

このため、ご出展いただく際には、GREEN×EXPO 2027の理念を踏まえ、持続可能性に配慮していただくようお願いいたします。

※ GREEN×EXPO 2027での「サステナビリティに関する取組み」については、協会ホームページをご参照ください。

<https://expo2027yokohama.or.jp/about/sustainability/>

#### ウ 「アクセシビリティ」関係

GREEN×EXPO 2027では、国・地域、文化、人種、性別、世代、障がいの有無等にかかわらず、訪れる全ての人々が安全・快適に過ごすことができるよう配慮した計画・整備を行うこととしています。

このため、ご出展いただく際には、GREEN×EXPO 2027の理念を踏まえ、アクセシビリ

ティに配慮していただくようお願いします。

※ アクセシビリティの検討状況については、協会ホームページをご参照ください。

[https://expo2027yokohama.or.jp/news/news\\_20240913/](https://expo2027yokohama.or.jp/news/news_20240913/)

#### エ 「コンペティション」関係

GREEN×EXPO 2027では、開催期間中にAIPH(国際園芸家協会)規則に基づき、AIPHに承認された審査員によるコンペティションを実施します。当該コンペティションでは、出展者が整備する「庭園」が自動エントリーされる予定ですが、契約時に辞退いただくことも可能です。なお、コンペティションの詳細は、今後改めてお知らせします。

また、上記のAIPHによるコンペティションのほか、サステナビリティ、GX、ネイチャーポジティブ、カーボンニュートラル等をテーマとした、GREEN×EXPO 2027独自のコンペティションについても検討しています。

#### オ 「ICT」関係

GREEN×EXPO 2027では、1000万人以上の有料来場者に加えて、地域連携やICT(情報通信技術)活用などの多様な参加形態により、500万人以上の参加を目標としています。このうち、ICTを活用した参加形態については、本博覧会に関連する多様なコンテンツをオンライン上で提供するなど、国や地域、世代を超えた多くの人が、実際に来場する以外の形を通じて参加できるような仕組みを検討しています。

### (4) 出展タイプと役割分担

出展にあたっては、以下の2つのタイプ(敷地渡し型、GX House(リユース型建築)代行サービス)から選択いただきます。

#### ア 敷地渡し型

出展者が、出展区画(敷地)に自ら展示施設を建設するとともに、屋外空間(庭園、広場等)を整備する出展タイプです。

「敷地渡し型」での出展区画の設計から撤去までの作業及び経費負担の基本的な役割分担は、表-2のとおりです。

【表-2 敷地渡し型における役割分担】

項目		作業実施者		経費負担者	
		出展者	協会	出展者	協会
設計	展示施設、屋外空間(庭園、広場等)の企画・設計	○		○	
工事	出展区画の基盤整備(整地)		○		○
	出展区画境界までのインフラ(電気、給水、排水、通信)の整備 <sup>※1, ※2</sup>		○		○
	展示施設の整備工事(建築、内外装、空調)	○		○	
	展示物の設置	○		○	
	屋外空間(庭園、広場等)の整備工事	○		○	

維持管理	出展区画内の全ての施設・設備の管理運営	○		○	
撤去	展示施設、屋外空間(庭園、広場等)の解体撤去、原状復旧	○		○	
保険	必要な保険手配 <sup>※3</sup>	○		○	

※1 電気、水道等の利用可能量については、別途協会からお知らせします。

※2 ガス及び通信サービス等については、必要に応じて別途契約いただく予定です。

※3 詳細は、今後公表するガイドラインにてご案内します。

#### イ GX House(リユース型建築)代行サービス

協会が展示施設的设计・建築等を代行し、出展者は内装やサイン、展示物、屋外空間(庭園、広場等)を整備する出展タイプです。

「GX House(リユース型建築)代行サービス」での出展区画の設計から撤去までの作業及び経費負担の基本的な役割分担は、表-3のとおりです。

※ 当該サービスについては、別添3をご参照ください。詳細は、今後改めてお知らせします。

【表-3 GX House(リユース型建築)代行サービスにおける役割分担】

項目		作業実施者		経費負担者	
		出展者	協会	出展者	協会
設計	展示施設(GX House)の実施設計及び許認可手続き		○	○	
	展示施設(GX House)の内装・サイン・展示物、屋外空間(庭園、広場等)の企画・設計	○		○	
工事	出展区画の基盤整備(整地)		○		○
	出展区画境界までのインフラ(電気、給水、排水、通信)の整備 <sup>※1, ※2</sup>		○		○
	展示施設(GX House)の建築・外装工事		○	○	
	外装のカスタマイズ		○ (任意)	○ (任意)	
	展示施設(GX House)の内装・サイン工事	○		○	
	展示物の設置	○		○	
維持管理	屋外空間(庭園、広場等)の整備工事	○		○	
	出展区画内の全ての施設・設備の管理運営	○		○	
撤去	展示施設(GX House)の建築・外装の解体撤去、原状復旧		○	○	
	展示施設(GX House)の内装・サイン・展示物、屋外空間(庭園、広場等)の撤去、原状復旧	○		○	
保険	必要な保険手配 <sup>※3</sup>	○		○	

(太枠は、「GX House(リユース型建築)代行サービス」(別添3参照)に含まれる項目です。)

- ※1 電気、水道等の利用可能量については、別途協会からお知らせします。
- ※2 ガス及び通信サービス等については、必要に応じて別途契約いただく予定です。
- ※3 詳細は、今後公表するガイドラインにてご案内します。

### 3 各種法令・規則等の遵守

出展者は、出展等の際し、日本の法律、神奈川県及び横浜市の条例並びに関係法規を遵守しなければなりません。

また、GREEN×EXPO 2027のサステナビリティ戦略等を尊重するとともに、GREEN×EXPO 2027の一般規則及び特別規則並びに参加ガイドライン(今後順次公表予定)、アクセシビリティ・ガイドライン、持続可能性に配慮した調達コード等を遵守する必要があります。

※ 「GX House(リユース型建築)代行サービス」を利用する場合は、GX House運用ガイドラインを遵守する必要があります。

### 4 出展者への特典

出展者には、規模に応じて、次に掲げる特典の一部又は全部の提供を予定しています。

- ※ 特典の範囲や利用方法については、今後提示する予定です。
- ※ 2024年10月時点のものであり、今後追加・変更することがあります。

#### (1) 呼称権

GREEN×EXPO 2027との関わりを示す呼称を表示する権利(ただし、商品への使用は除く)

(例) GREEN×EXPO 2027 ○○パートナー ※今後提示する予定です。

#### (2) 会場内名称表示権

社名等を当該出展場所内等の媒体・アイテム等へ表示する権利

#### (3) 公式ロゴマーク使用权

自社使用品(名刺・封筒等)及び企業広告(本博覧会への参加に関すること、社会貢献活動などの周知を目的とする広告に限る)に公式ロゴマークを使用する権利

#### (4) 式典等への招待

主催者が開催する式典等への招待

### 5 申込手続

#### (1) 出展参加資格

##### ア 要件

出展参加申込者は、国内外問わず、次に掲げる要件をすべて満たす単独又は複数の企業・団体等であることが必要です。単独又は複数の個人による参加申込は認めていません。

(ア) 法人格を有するか、又は権利能力なき団体の要件を備えていること。

- (イ) 申込に関する責任者が2024(令和6)年12月26日時点で18歳以上であること。
- (ウ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。
- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者が含まれていないこと。

#### イ 複数の企業・団体等の構成

複数の企業・団体等を構成員として参加申込をするときは、各構成員が5(1)アに掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

#### 【複数の企業・団体等による参加申込の例】

業界団体の事務局、企業グループ(団体)を統括する委員会・出展者会、企業同士の共同企業体等からの参加申込等が考えられますが、申込の際には、複数の企業・団体等の関係が明確になるように、企業・団体等の構成員の関係を説明する資料を添付してください。

#### ウ 本店又は主たる事務所が海外にある企業・団体等による出展参加申込

本店又は主たる事務所が海外にある企業・団体等から出展参加申込があった場合には、5(1)アについて当該国における同等の法律等の要件を満たしていること、かつ「2027年国際園芸博覧会一般規則」第12条、及び「2027年国際園芸博覧会 特別規則第2号」第14条に基づき、協会からその企業・団体等の本店又は主たる事務所が所在する国等の政府に出展参加申込があった旨を通知し、協会宛てに当該政府代表又は当該政府において出展参加について承認する旨の回答を得られることが要件となります。

#### (2) 今後のスケジュール

今後のスケジュールは、次のとおりです。なお、詳細は、今後お知らせします。

#### <公募スケジュール> 申込受付終了

2024年10月25日(金)	二次公募要領公表、質問受付開始、二次公募受付開始
2024年12月19日(木)17時30分	質問受付締切
2024年12月26日(木)17時30分	二次公募受付締切
2025年1月	審査
2025年2月以降	二次公募出展者内定
2025年3月以降	出展内定者公表
2025年春以降	出展区画決定、出展参加契約の締結 出展者による企画検討・設計、出展計画の提出

#### <公募後のスケジュール>

2026年3月まで	敷地の引き渡し
2027年3月19日(金)	GREEN×EXPO 2027開会
2027年9月26日(日)	GREEN×EXPO 2027閉会
閉会后	展示施設の撤去、敷地を原状回復のうえ返還

※「GX House(リユース型建築)代行サービス」を利用した場合の建物の引き渡し時期は、今後公表するGX House運用ガイドラインにおいてお知らせします。

(3) 質問受付

ア 質問票の提出

(ア) 受付期間

2024年10月25日(金)から2024年12月19日(木)17時30分まで **受付終了**

(イ) 提出方法

質問票(様式5)に質問内容を記載し、事務局へ電子メールで提出してください。

◇件名:【質問】2027年国際園芸博覧会 Village出展(企業・団体名)

◇アドレス: jigyo@expo2027yokohama.or.jp

※ 電子メールの設定について、5(7)を確認ください。

(ウ) 提出の確認

質問票が送信された電子メール宛てに事務局から3営業日以内に受信した旨の返信メールを送信します。事務局からの返信メールが届かない場合は、電話(電話番号:045-307-2049)で次の時間帯に問い合わせてください。

※ 電話受付時間:平日(土曜日、日曜日、祝日を除く)9時から17時まで

イ 質問への回答

メール送信により個別に回答するとともに、申込にあたり共通して留意すべき事項がある場合は、協会ホームページに掲載します。

<https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/>

これによる追加掲載事項は、本公募要領の一部となり、すべての出展参加申込者に適用されることがありますので、随時ご確認ください。

(4) 申込手続

ア 公募要領の提供及び提出書類の受付

(ア) 提供期間

2024年10月25日(金)から2024年12月26日(木)まで **申込受付終了**

(イ) 提供方法

協会ホームページからダウンロードしてください(郵送による提供は行いません)。

<https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/>

(ウ) 提出方法

提出書類一式を下記の送付先へ原則として、電子メールにて提出してください。電子メールでご提出いただくことができない場合に限り、郵送でも受け付けます。レターパックや配達証明等、協会に配達されたことが把握可能な郵送方法を推奨します。

◇送付先: 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 事業部 事業企画課

◇件名:【送付】Village出展にかかる提出書類について(企業・団体名)

◇アドレス: jigyo@expo2027yokohama.or.jp

◇住所：〒231-0013 横浜市中区住吉町1-13松村ビル本館3階

※ 電子メールの設定について、5(7)を確認ください。

(エ) 提出の確認

提出書類を送信された電子メール宛てに事務局から3営業日以内に受信した旨の返信メールを送信します。郵送による提出の場合は、電話にてご連絡します。事務局からの連絡がない場合は、5(3)と同様、電話(電話番号:045-307-2049)で問い合わせてください。

(オ) 費用の負担

提出書類の作成及び提出に要する費用は、出展参加申込者の負担とします。

イ 提出書類

(ア) 下記の【申込に必要な書類等】について、それぞれ1部を提出してください。

(イ) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとします。

(ウ) 各様式において、記載内容が記入枠に収まらない場合は、別紙に記載し提出してください。なお、別紙に記載している旨を必ず明記してください。

(エ) 提出書類に不備があったとき又は虚偽の記載があったときは、出展参加資格を失うことがあります。

(オ) 一度提出された提出書類の訂正及び差し替え等は認めません。(ただし、軽微な誤り等を修正する場合や、協会が指示する場合は除く。)

【申込に必要な書類等】

①2027年国際園芸博覧会 Village出展参加申込書(様式1)

②登記事項証明書(なお、権利能力なき社団の場合は、協会が定める書類をご提出いただけます。)

③決算書(写し。直近3カ年分。ただし、法令等に基づき開示しているものに限る。)

④誓約書(横浜市暴力団排除条例関係)(様式2)

⑤複数の企業・団体等での申込の場合:構成員届出書(代表構成員)(様式3-1)

⑥複数の企業・団体等での申込の場合:構成員届出書(代表構成員以外)(様式3-2)

⑦複数の企業・団体等での申込の場合:構成員の関係を説明する資料(団体規約・相関図等)

⑧持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート)(様式4)

⑨「2027年国際園芸博覧会 Village出展」質問票(様式5)

※ 複数の企業・団体等での申込の場合、②から④は代表構成員に関する書類を提出してください。ただし、必要に応じて各構成員に関する書類の提出を求められることがあります。

※ ③についてはPDF化せず、Excelファイルでご提出ください。

【協会による審査後、資格審査に必要な書類(出展内定者のみ提出)】

⑩使用印鑑届(複数の企業・団体等での参加申込の場合、代表構成員のもの)

⑪印鑑証明書(複数の企業・団体等での参加申込の場合、全構成員のもの)

⑫持続可能性の確保に向けた誓約書

※ ②～④の書類について、代表構成員以外の全構成員のものを提出してください(申込時に提出済のものを除く)。

ウ 提出書類の返却

提出書類は返却しません。

エ その他

(ア) メールで提出する場合は、協会の受信サーバの容量上限のため、合計8MBまでとしてください。容量を超える場合は、圧縮もしくは分割して送信してください。

(イ) 郵送で提出する場合は、A4サイズで提出してください。

(ウ) 郵送で提出する場合は、封筒の表面に以下の内容を記載してください。

「Village出展 参加申込書 在中」

(エ) 提出後の差し替えは認めません(協会が修正等を求める場合を除きます)。

(オ) 提出書類に記載された情報は、出展参加申込の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。出展事務局において、提出書類を他の参加申込者に知られることのないように取り扱い、保管をします。ただし、出展参加申込の決定に必要な限度で日本国政府(農林水産省及び国土交通省等)・神奈川県・横浜市へ提供することがあります。ご了承のうえ記入ください。その他、協会のプライバシーポリシー(個人情報保護に関する基本方針)については、協会ホームページをご覧ください。

<https://expo2027yokohama.or.jp/privacy/>

(カ) 提出書類の持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート)(様式4)の作成に当たりましては、「持続可能性に配慮した調達コード」、「持続可能性に関する特記事項」、「誓約書」をご覧ください。

<https://expo2027yokohama.or.jp/about/sustainability/>

(キ) 出展参加申込の取り下げを行いたい場合は、事務局に電話又は電子メールにてご連絡ください。事務局から辞退届出書を送付しますので必要事項を記入し、提出してください。

(5) 出展者決定に関する事項

ア 審査方法

協会は、表-4のとおり、審査項目に従い提出書類の審査を行い、出展者を決定します。なお、提出書類の記載内容について、協会から個別に質問を行うことがあります。

【表-4 審査項目及び審査内容】

審査項目	審査内容
出展参加資格	・出展参加資格(5(1)参照)を有しているか。
GREEN×EXPO 2027テーマ・サブテーマとの関連性	・GREEN×EXPO2027のテーマの実現を目指す内容となっているか。 ・サブテーマのいずれかに当てはまる内容となっているか。
出展内容の創造性	・出展内容に独自の発想力・構想力があるか。
計画の実現性・具体性	・出展が実現可能な資金力を有しているか。 ・出展が実現可能な体制を構築しているか。

## イ 審査結果の通知

(ア) 審査結果は採択に関わらず、電子メール及び郵送により個別に通知します。万一、2025年2月末日までに審査結果が届かなかった場合は、事務局に電話又は電子メールで問い合わせてください。

(イ) 審査結果で出展が内定となった者(以下、「出展内定者」という。)には、出展承諾書(内定通知)を交付します。

(ウ) 出展内定者の名称等については、協会ホームページにて公開する可能性があります。

## ウ 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、その時点で失格(審査対象からの除外)とします。

(ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(イ) その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## エ 内定の辞退

出展内定を辞退する場合は、事務局に電話又は電子メールにてご連絡ください。事務局から辞退届出書を送付しますので必要事項を記入し、提出してください。

## (6) 契約手続について

ア 出展内定者は、協会との間で出展参加契約を締結します。出展参加契約の締結をもって、本博覧会のVillage出展が確定します。

イ 出展参加契約は、指定された出展区画の使用とVillage出展に関する事項を主たる内容とします。出展参加契約の締結をもって、出展区画の位置が確定したものとみなします。

ウ 出展参加契約にあたり、出展内定者のVillage出展に関する事項については、出展内定者の意向をできる限り尊重しますが、法令その他の事情を踏まえ、協会は、出展内定者に内容の変更を求める場合があります。

エ 出展内定者が契約締結日までに出席参加資格に掲げる要件を欠くことが判明し、また、欠くことになったときその他協会が契約締結の相手方としてふさわしくない事情が判明した

ときは、協会は、出展参加契約を締結しないことがあります。

オ 契約締結後であっても、事務局からの問い合わせに応答がない場合や出展内容が GREEN×EXPO 2027にふさわしくない(例:1(2)の要件を満たさない)と事務局が判断した場合等においては、会期前・会期中を問わず、契約を取り消すことがあります。

カ 上記以外の契約手続きに関する詳細については、別途、出展内定者にのみ通知します。

#### (7) その他

ア 事務局からの連絡は、原則は電子メールとさせていただきます。セキュリティ設定や、迷惑メール対策等でメールが正しく届かないことがあります。メールの不達について送信元に届かない場合もあり、出展者からの問い合わせを受けない限り知ることができません。

参加申込前に下記ドメインのメールが受信できるように、迷惑メール設定から解除、もしくは受信設定をしてください。

<ドメイン> expo2027yokohama.or.jp

イ 事務局から電子メールにて資料データを送付させていただくことが見込まれるため、できる限りPC等で受け取れる電子メールをご使用ください。

## 6 特記事項

本募集要項に記載のすべての内容は2024年10月15日時点での計画内容となります。

今後の状況により変更・修正することがあります。

#### ◇問い合わせ先

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 事業部 事業企画課

住 所:〒231-0013 横浜市中区住吉町 1-13 松村ビル本館 3 階

E-mail:jigyو@expo2027yokohama.or.jp

電話番号:045-307-2049

※電話受付時間:平日(土曜、日曜、祝日を除く)9時から 17 時まで